

## 利用料金表

### 〈小規模多機能居宅介護〉

## ◆基本利用料◆

介護保険対象負担金		介護報酬	利用者負担 1割	利用者負担 2割	備考
介護予防小規模多機能居宅介護	要支援1	36,275 円	3,628 円	7,255 円	1月あたり
	要支援2	73,308 円	7,331 円	14,662 円	
小規模多機能居宅介護	要介護1	110,011 円	11,002 円	22,003 円	1月あたり
	要介護2	161,680 円	16,168 円	32,336 円	
	要介護3	235,180 円	23,518 円	47,036 円	
	要介護4	259,571 円	25,958 円	51,915 円	
	要介護5	286,210 円	28,621 円	57,242 円	
初期加算		319 円	32 円	64 円	1日
認知症加算(Ⅰ)		8,528 円	853 円	1,706 円	1月あたり
認知症加算(Ⅱ)		5,330 円	533 円	1,066 円	1月あたり
訪問体制強化加算		10,660 円	1,066 円	2,132 円	1月あたり
サービス提供体制加算Ⅱ		3,731 円	373 円	746 円	1月あたり
看護職員配置加算Ⅰ		9,594 円	959 円	1,918 円	1月あたり
総合マネジメント加算		10,660 円	1,066 円	2,132 円	1月あたり
処遇改善加算Ⅰ		全単位数×10.2%			1月あたり

## 自己負担費

食費	朝	300 円	
	昼	650 円	
	夕	650 円	
室料	滞在費	2,500 円	

## 日常生活上必要となる、諸費用実費

紙おむつ Mサイズ	1枚	41 円	
紙おむつ Lサイズ	1枚	45 円	
尿とりパット代	1枚	12 円	
理美容代		実費	

平成31年4月1日現在

利倉清豊苑 短期入所料金表(別紙②)

	要介護度	サービス利用に係る自己負担	滞在費	食費	合計金額/日
第1段階	要支援1	¥587	¥820/日	¥300/日	¥1,707
	要支援2	¥729			¥1,849
	要介護1	¥808			¥1,928
	要介護2	¥886			¥2,006
	要介護3	¥969			¥2,089
	要介護4	¥1,047			¥2,167
	要介護5	¥1,124			¥2,244
第2段階	要支援1	¥587	¥820/日	¥390/日	¥1,797
	要支援2	¥729			¥1,939
	要介護1	¥808			¥2,018
	要介護2	¥886			¥2,096
	要介護3	¥969			¥2,179
	要介護4	¥1,047			¥2,257
	要介護5	¥1,124			¥2,334
第3段階	要支援1	¥587	¥1310/日	¥650/日	¥2,547
	要支援2	¥729			¥2,689
	要介護1	¥808			¥2,768
	要介護2	¥886			¥2,846
	要介護3	¥969			¥2,929
	要介護4	¥1,047			¥3,007
	要介護5	¥1,124			¥3,084
第4段階	要支援1	¥587	¥3,000/日	朝食/¥300 昼食/¥650 夕食/¥650	¥5,187
	要支援2	¥729			¥5,329
	要介護1	¥808			¥5,408
	要介護2	¥886			¥5,486
	要介護3	¥969			¥5,569
	要介護4	¥1,047			¥5,647
	要介護5	¥1,124			¥5,724

\* サービス利用に係る自己負担金には下記の加算が含まれております。

\* 介護職員処遇改善加算Ⅰ 合計単位×8.3%を含んでいます。

平成31年4月1日時点

介護度	単位	サービス提供体制強化加算Ⅱ	夜勤職員配置加算(Ⅱ)	看護体制加算(Ⅰ)	看護体制加算(Ⅱ)	自己負担額 (1単位=10.66円)
要支援1	512	6単位	なし	なし	なし	¥587
要支援2	636					¥729
要介護1	682		18単位	なし	なし	¥808
要介護2	749					¥886
要介護3	822					¥969
要介護4	889					¥1,047
要介護5	956					¥1,124

※利用者負担段階

<b>第1段階</b>	世帯全員が市町村民税非課税で老齢福祉年金を受給している方、生活保護受給してる方。
<b>第2段階</b>	世帯全員が市町村民税非課税で合計所得金額と課税年金収入額の合計が80万円以下の方。
<b>第3段階</b>	世帯全員が市町村民税非課税で利用者負担段階が第1, 2段階(上記)以外の方。
<b>第4段階</b>	第1, 2, 3(上記)以外の方。

\*第1段階・第2段階・第3段階につきましては、配偶者も市町村民税非課税であり、預貯金等が単身1,000万円、夫婦で2,000万円以下であること

※サービス費負担割合

利用者負担割合				
<b>要介護認定を受けている 第1号被保険者</b>	本人の合計所得金額が160万円以上	下記以外の場合		2割
		同一世帯の第1号被保険者(本人を含む)の 年金収入+その他の合計所得金額が	単身の場合280万円未満	1割
			2人以上は346万円未満	1割
	本人の合計所得金額が160万円未満		1割	

## ※利用者負担割合

### ■利用者負担割合の要件

利用者負担割合				
第1号被保険者 要介護認定を受けている	本人の合計所得金額が160万円以上	下記以外の場合		2割
		同一世帯の第1号被保険者(本人含む)の年金収入+その他の合計所得金額が	単身は280万円未満	1割
			2人以上は346万円未満	1割
	本人の合計所得金額が160万円未満		1割	

※要支援・要介護認定を受けている第2号被保険者の方は一律1割負担です。

## ※高額介護サービス費

介護保険サービスを利用した1ヶ月間の費用の利用者負担額(1割または2割)が、一定の上限金額(下記参照)を超えた場合については、申請することにより高額介護(介護予防)サービス費とし支給されます。(申請については、1度申請をすれば、以降は自動的に計算し支給されます。)

### ■高額介護(介護予防)サービス費の利用者負担段階と利用者負担上限額(1ヶ月あたり)

利用者負担段階区分	上限額(月額)
一般世帯	37,200円
市町村民税非課税世帯	24,600円
●本人の合計所得と課税年金収入額の合計金額が80万円以下の方 ●高齢福祉年金受給者の方	15,000円(個人)
生活保護受給者	15,000円(個人)

#### 平成27年8月より

現役並み所得者 ※世帯内に課税所得145万円以上の第1号被保険者がいる方で、第1号被保険者の収入が383万円(2人以上の場合は520万円)以上の方(単身の場合は本人のみ、2人以上の場合は本人と同一世帯世帯の65歳以上の方の収入の合計)	44,400円
一般世帯	37,200円

○平成27年8月から、利用者負担段階区分に「現役並み所得者」が新設されます。

なお、「現役並み所得者」の段階区分の方で、一定の収入条件を満たす方については、申請を行うことで「一般世帯」の段階区分になります。対象となり得る方については、大阪市より申請勧奨を行います。